

(案)

水道技術プロモーションハブ事業PR動画制作業務委託 仕様書

1 件名

水道技術プロモーションハブ事業PR動画制作業務委託

2 契約期間

契約締結日～令和6年3月31日

3 目的

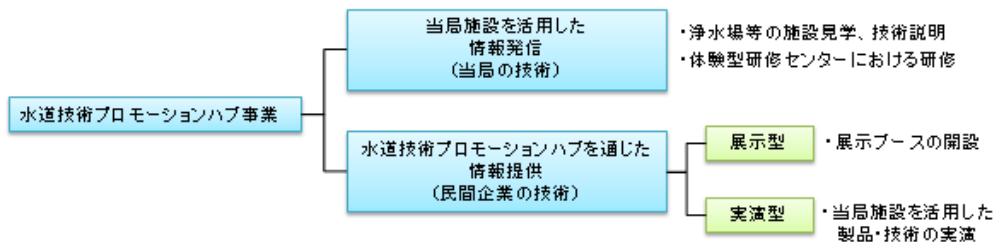
水道技術プロモーションハブ事業（以下「本事業」という。）は、当局の柴島浄水場、水質試験所及び体験型研修センター内の各研修棟や展示コーナー（Aquatic Osaka）などの施設一帯を開発途上国の水道の普及・改善に資する水道技術の情報発信拠点と位置づけ、来阪する海外事業者等の職員に対して、当局が保有する水道技術を発信し、民間企業が保有する製品・技術に関する情報を提供することにより、開発途上国における水道の普及・改善に向けた支援を推進する取り組みである。

本事業は、「当局施設を活用した情報発信」と「水道技術プロモーションハブを通じた情報提供」により実施する。

当局施設を活用した情報発信は、柴島浄水場、水質試験所の各種施設・設備の見学、技術説明、体験型研修センターで実施する給配水過程の工事施工、漏水調査などの実技研修を行うものである。

水道技術プロモーションハブを通じた情報提供は、当局施設を活用して、開発途上国の水道改善に資する民間企業の技術、製品に関する情報を提供するものであり、体験型研修センターの展示コーナー（Aquatic Osaka）において民間企業が保有する製品の実機や模型及び技術や製品を説明したパネルの展示、動画の視聴などを行う展示型と、体験型研修センターの各研修棟を活用し、民間企業が保有する製品・技術の説明や実演などを行う実演型により実施する。

本業務は、本事業をより多くの海外事業者に活用いただけるよう、様々な機会を通じて開発途上国政府や海外事業者等の関係者に広くPRしていくため、海外事業者向けPR動画の制作を行うものである。



4 業務内容

受注者は、当局が実施する海外事業体向けの研修や技術交流の様子、当局施設等の写真・動画の撮影を行い、パソコンやデジタルサイネージ、SNS等で放映するためのPR動画を制作する。制作する動画は、ロング ver.（3分～5分）の動画1本及びショート ver.（30秒～2分）の動画1本とする。なお、ロング ver. 動画は、当局のホームページに掲載するほか、当局や関係機関が主催・参加するセミナー等においてパソコンやデジタルサイネージ等を使用し、ショート ver. の動画はSNS等において使用し放映する。

(1) 事前打合せ

受注者は、本業務の履行にあたり業務内容等を確認するため、事前に発注者と打合せを行うこと。

(2) 企画・構成

受注者は、本仕様書3に記載する目的を元に以下の内容を踏まえた企画案（台本・絵コンテを含む。）を作成のうえ、発注者と内容を協議し、発注者から指示があった場合は適宜修正を行い、発注者の承認を得ること。なお、企画案は写真・イラスト等により、視覚的に理解しやすいものを作成すること。

- ・当局が有する水道技術
- ・水道技術プロモーションハブ事業の説明
- ・当局が実施する海外事業体向け研修や技術交流の様子

(3) 動画素材の撮影

受注者は、発注者の承認を得た企画案に基づき、必要な動画素材の撮影を行う。なお、当局が所有する素材（写真やロゴ等）については必要に応じて提供する。

ア 対象

撮影対象は、当局が実施する海外事業体向けの研修や技術交流の様子、当局施設及び風景等を想定している。なお、当局が実施する海外事業体向けの研修や技術交流は、令和5年11月～12月頃を予定している。

イ 場所

撮影場所は、当局施設及び大阪市内とする。

ウ 日数

動画、写真の撮影日数は、3日程度とする。ただし、当局が実施する海外事業体向けの研修や技術交流の中止、または雨天等により撮影中止となった場合、発注者と協議のうえ、日程変更や撮影内容の変更等の対応をとること。

エ 撮影における留意点

(ア) 動画撮影においては、なめらかなカメラワークを行い、必要に応じてズームレンズ操作等を使用し、変化のある動画を撮影すること。

(イ) 撮影にあたっては、各種法令を遵守し、周囲の安全確保に十分配慮すると

(案)

ともに、事前に撮影場所の管理者（責任者）と打合せを行うこと。

(ウ) 撮影場所となる施設等への申し入れ、各種許可申請、所管警察署への報告等、撮影に付随して必要な手続きは受注者が行うものとする。ただし、当局が直接対応するものを除く。また、関係者との打合せは、必要に応じて対応すること。

(4) 動画の編集

受注者は、企画案に沿ってテロップやCG等の映像効果、ナレーションやBGM等の音声収録などの動画編集を行い、仮編集の段階で発注者にプレビュー（映像によるチェック）を受けること。なお、発注者から指示があった場合は適宜修正を行い、発注者の承認を得ること。

ア 動画の規格

(ア) 解像度

1,920dpi×1,080dpi

(イ) ファイル形式

動画のデータ形式は、SNS等に投稿可能なMP4形式とし、アスペクト比は16:9、ビットレートは8~15Mbpsとすること。

イ 編集における留意点

(ア) 動画へ使用するために当局が提供した写真等を加工する場合は、当局の許可を得ること。

(イ) ナレーションは英語、ベトナム語、インドネシア語とし、各動画に字幕をつけること。なお、ナレーションが英語の動画については、日本語の字幕をつけた動画も作成すること。

(ウ) 各言語のナレーション及び字幕はネイティブスピーカーによる翻訳、またはチェックを行うこと。なお、ナレーションについてはネイティブスピーカーと同等程度の力量を保有するものを行うこととし、AI等を用いてナレーションを行う場合においては、発音・イントネーション等が適切なものについて発注者の許可を受けたいえで使用すること。

(エ) 制作する動画は、公序良俗に反するものではなく、人種、国籍、宗教、ジェンダー等に係る国際的な基準を遵守・尊重し、SNS等に広く公開することに適した内容であること。

(オ) 発注者が提供する素材以外の使用については、人物等であれば出演者・協力者等の肖像権、音楽であれば音楽の著作権等、本動画制作に係るあらゆる権利の調整を行い、当局ホームページ等への掲載やデジタルサイネージやSNS等での利用について同意を得るとともに、出演料・使用料等を支払う場合は本業務委託料の範囲で行うこと。なお、本動画使用期間は無期限である。

(案)

5 成果物

作成した動画を次のとおり提出すること。

(1) 納品日

令和6年3月15日まで

(2) 納品内容

作成した動画データをDVD-Rにより納品すること。なお、納品前にウイルス対策を次のとおり行うこと。

ア 電子成果物は完成した時点で、ウイルスチェックを行うこと。

イ ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるように常に最新データにアップデートされたものを使用し、当局の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を施すこと。

ウ 動画ファイルにコピーガードは行わず、発注者がパソコン等により複製できるようにすること。

6 業務体制

業務責任者

(1) 受注者は、本業務全体の履行管理を行うにあたり本契約に基づき委託された業務の管理及び運営に必要な知識、技能、並びに経験を有する責任者として、業務責任者1名を配置し、発注者へ通知しなければならない。

(2) 業務責任者は、適時、安全対策、衛生管理等、本業務が適正に遂行されるように管理しなければならない。

(3) 業務責任者は、本業務の実施方法について、発注者と打合せを行うこと。

7 打合せ等

委託業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督職員は常に密接な連絡をとり、委託業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（協議録）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（協議録）を作成するものとする。

8 提出書類

(1) 受注者は契約締結後、別紙1「提出図書一覧表」のとおり、関係書類について指定の期日までに発注者に遅滞なく提出しなければならない。

(2) 様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

9 業務計画書

業務計画書について、次の項目を記載すること。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務行程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 連絡体制

なお、受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にし、事前に発注者と協議の上、その都度、変更のある項目について、書面で提出すること。

10 再委託

- (1) 業務委託契約書（成果物型）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 本仕様書 4（1）（2）に規定する業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を

(案)

受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

11 留意事項

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者と詳細に協議を行い、発注者の承認を受けて作業を進めるものとする。また、本仕様書に定めのない事項又は業務内容に疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。
- (2) 受注者は、本業務の趣旨を理解し、業務を進めること。
- (3) 本業務における成果品の著作権は全て発注者に帰属する。万が一、当該素材の使用による権利侵害の紛争等が生じた場合は、受注者の責任、負担において一切処理すること。また、無断で公表・譲渡・貸与又は使用してはならない。
- (4) 本業務の履行にあたって、受注者は大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例を遵守し、適正に事務処理を行うこと。
- (5) 公正な職務執行に関する特記仕様書を遵守すること。(別紙2)
- (6) 受注者は、提供された資料及び業務より作成された資料は、業務終了後にその全てを当局へ返却、提出すること。
- (7) 業務遂行にあたって必要となる経費については、全て本業務委託の委託料に含めるものとし、別途請求は行わないこと。

(案)

別紙1

提出図書一覧表

名称	様式	提出部数	提出時期	備考
業務責任者届	1	1	契約締結後 14日以内	
業務責任者変更届	2	1	変更後速やかに	変更がある場合のみ
「受注者に所属することを証する書面」届出書(当初・変更)	3	1	契約締結後 14日以内 変更後10日以内	雇用関係が確認できるものの写しを添付する。
業務委託協議等(録)	4	1	その都度	
業務工程表	5	1	契約締結後 14日以内	
業務計画書	任意	1	契約締結後 14日以内	
再委託承諾申請書	6	1	再委託させよう とするとき	再委託なき場合は不要
再委託業者通知書	7	1	再委託業者 契約後速やかに	再委託なき場合は不要
業務委託完成届	8	1	業務完成時	
業務委託完成出来高明細書	9	1	業務完成時	

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

(違法又は不適正な要求の報告)

第3条 受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

(調査の協力)

第4条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第5条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第6条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(案)

(様式1)

監督職員

所 属

氏 名

令和 年 月 日

大阪市水道局長

受注者

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

業務責任者 届

契約番号

業務名称

令和 年 月 日付で委託契約を締結した上記業務の業務責任者について、
次のとおり定めましたので通知します。

記

業務責任者	ふりがな 氏 名	
-------	-------------	--

(案)

(様式2)

監督職員

所 属

氏 名

令和 年 月 日

大阪市水道局長

受注者

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

業務責任者 変更届

契約番号

業務名称

令和 年 月 日付で委託契約を締結した上記業務の業務責任者について、
次のとおり変更しましたので通知します。

記

	ふりがな 新任者の氏名	ふりがな 旧任者の氏名
業務責任者		

・理 由

(案)

(様式3)

「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）

令和 年 月 日	
大阪市水道局長様	
受注者	
<p>業務責任者が当該受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることの証明を届出します。</p>	
業務名称	契約番号
契約締結日 令和 年 月 日	完成期限 令和 年 月 日

(案)

(様式5)

令和 年 月 日

大阪市水道局長

受注者

住 所 又 は
事 務 所 所 在 地
商 号 又 は 名 称
氏 名 又 は
代 表 者 氏 名

業務工程表

契約番号 第 号

業務名称

業 務	月 日											

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。

また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します※。

なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではありません。

記

委託名称	
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契約金額	円(税込)

再委託先1	
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者(又は受任者)の氏名	
2.再委託をする業務内容	
3.再委託をする期間	
4.再委託をする(予定)金額(単価契約の場合は概算金額を記載)	
5.再委託をする理由	
再委託先2	
1.再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者(又は受任者)の氏名	
2.再委託をする業務内容	
3.再委託をする期間	
4.再委託をする(予定)金額(単価契約の場合は概算金額を記載)	
5.再委託をする理由	

※「また、・・・同意します。」については、測量・建設コンサルタント等業務では記載しない。

※再委託先番号については、同一業務委託案件の過去申請分と重複しないようにすること。

(案)

(様式7)

再委託業者通知書

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

再委託承諾書(令和〇年〇月〇日付け大〇第〇〇号)に基づき、次のとおり通知します。

記

委託名称	
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契約金額	円

再委託先 1	
1.再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者(又は受任者)の氏名	
2.再委託をする業務内容	
3.再委託をする期間	
4.再委託をする契約金額(単価契約の場合は概算金額を記載)	
5.再委託をする理由	
再委託先 2	
1.再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者(又は受任者)の氏名	
2.再委託をする業務内容	
3.再委託をする期間	
4.再委託をする契約金額(単価契約の場合は概算金額を記載)	
5.再委託をする理由	

(案)

(様式8)

令和 年 月 日

業務委託完成届

大阪市水道局長

受注者

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

次のとおり、業務が完成しましたのでお届けします。

記

契 約 番 号	第 号
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
業 務 名 称	
業 務 場 所	
業 務 完 成 年 月 日	令和 年 月 日
履 行 期 限	令和 年 月 日
備 考	

大阪市水道局記入欄

確認 項目	所 属 監督職員 氏 名	⑩
	貸与品、支給品等の 返納確認	令和 年 月 日 物品取扱員 ⑩

(案)

(様式9)

令和 年 月 日

完 成
業務委託 一部完成 (指定部分完成) 出来高明細書
部 分 払

受 注 者

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

契 約 番 号	第	号
業 務 名 称		
契 約 金 額		
(うち消費税及び地方消費税相当額)	()
請 求 回 数	第	回目
合 計 出 来 高 金 額		
(うち消費税及び地方消費税相当額)	()
差 引 増 減		
九 分 金 額		
既 受 領 金 額		
(うち消費税及び地方消費税相当額)	()
前 払 控 除 率		%
前 払 金 額		
前 払 金 控 除 額		
(うち消費税及び地方消費税相当額)	()
今 回 請 求 額		
(うち消費税及び地方消費税相当額)	()

【照合確認】大阪市水道局記入欄

照 合 者 所 属
氏 名

Ⓜ

監 督 職 員 所 属
氏 名

Ⓜ